成和－上海快報
SSBC-Shanghai Express News Vol. 2026-3

SHANGHAI SEIWA BUSINESS CONSULTING CO.,LTD.
SEIWA GROUP
Heusen Business Center 303, No. 1600, West Yan'an Road, 200052, Shanghai, China.
Phone : 021-61247554 Fax : 021-61248322

人民元現金決済およびサービス規定について

ここ数年のトレンドとして、日本円の対人民元での為替レートは円安に進んできていますが、為替レートが変動すると中国法人の円建ての取引や資産・負債などの人民元換算額が影響を受けます。そのため、会計上および税務上、外貨建て取引や資産・負債の評価にかかわる人民元への換算については一定のルールに基づいて行うべきこととされています。今回は、外貨建ての取引の人民元への換算にかかわる会計上、税務上のルールについて概説します。

中国では、2026 年 2 月 1 日より「人民元現金決済およびサービス規定」が施行されています。今回は､「人民元現金決済およびサービス規定」が施行された背景とその内容について概説します。

１．「人民元現金決済およびサービス規定」の目的

中国では、Wechat Pay（微信支付)、Ali Pay（支付宝)、Union Pay（云闪付）等によるモバイル決済が急速に普及したことにより、日常生活における消費にかかる決済の利便性は大幅に向上したものといえます。一方、日常生活で人民元の現金を使用して支払いを行う機会は以前と比較して大幅に減少しました。また、商品やサービスを販売する側の都合により現金の受け取りを拒み、代金の受領をモバイル決済等の特定の電子決済のみとするケースも見受けられるようになりました。

このような状況は、商品やサービスの購入において法定貨幣である人民元による決済ができない局面が存在していることを意味し、人民元の法定貨幣としての位置づけを低下につながる可能性があります。「人民元現金決済およびサービス規定」では、人民元の法定貨幣としての位置づけを維持するため、特に人民元の現金による支払い拒否が可能となる局面を限定することを目的としています。

２．現金による支払方法が義務付けられる場合

「人民元現金決済およびサービス規定」では、現金による支払方法が義務付けられる場合が列挙されています。

◇現金による支払方法が義務付けられる場合

以下のいずれかの代金（料金)）受取、取引方法を採用する場合	
(1)	人員による代金（料金）受取
(2)	対面式のサービス提供取引
(3)	オンライン上で予約もしくは取引を行うものの、対面でサービスもしくは物品の受渡を行うとともに代金を受け取ることが条件とされている取引

３．現金による代替支払方法を表示しておかなければならない場合

「人民元現金決済およびサービス規定」では、目視できる位置に支払方法、現金による代替支払方法とサービス連絡電話を表示しなければならない場合が列挙されています。

成和-上海快報 は、一般情報の提供を目的としておりますので、特定の問題は専門家のアドバイスが必要となります。弊社の連絡先は以下の通りです。

■ 上海事務所 上海成和ビジネスコンサルティング 上海市長寧区延安西路 1600 号禾森商務中心 303 室 tel +86-21-5237-6737 fax +86-21-5238-2779
■ 岐阜事務所 税理士法人 成和 ／ 株式会社成和ビジネスコンサルティング 岐阜県岐阜市菅生 2-3-19 tel +81-58-295-7077 fax +81-58-295-7078
■ ホーチミン事務所 ベトナム成和ビジネスマネジメント No.27, Thu Khoa Huan, F.8, Q.Tan Binh, Ho Chi Minh City, Vietnam Tel:+84-8-864-0244
© 2015 SSBC. All rights reserved.

◇現金による代替支払方法を表示しておかなければならない場合

以下のいずれかの代金（料金）受取、取引方法を採用する場合	
(1)	無人レジ、機械設備等による自動サービス方式を採用する場合、特殊状況下（機械設備やインターネットの故障など）における現金支払いの要望に対して一般大衆に不満を抱かせないような適切な方法を講じる必要がある
(2)	決済専用カードによる決算を採用する場合、現金によるチャージと返金を行えるようにする必要がある
(3)	支払方法を変更して現金による代替支払方法を採用する場合、現金支払いによる手数料や制限条件の設置により現金支払いへの変更に不便を生じさせてはならない

４．取引、支払、サービスのすべてがオンライン上で完結する場合

取引、支払、サービスのすべてがオンライン上で完結する場合には、事前に支払方法を提示するとともに、サービスの過程において、適時支払方法を告知、説明しなければならないものとされています。

（執筆者連絡先）
上海成和ビジネスコンサルティング（SSBC）／ 税理士法人 成和 代表 渡辺基成
住所：上海市長寧区延安西路 1600 号 禾森商務中心 303 室
電話番号：+86-21-5237-6737
E-mail: info@seiwa-group.jp Website: http://www.seiwa-group.jp/

成和-上海快報 は、一般情報の提供を目的としておりますので、特定の問題は専門家のアドバイスが必要となります。弊社の連絡先は以下の通りです。

■ 上海事務所 上海成和ビジネスコンサルティング 上海市長寧区延安西路 1600 号禾森商務中心 303 室 tel +86-21-5237-6737 fax +86-21-5238-2779
■ 岐阜事務所 税理士法人 成和 ／ 株式会社成和ビジネスコンサルティング 岐阜県岐阜市菅生 2-3-19 tel +81-58-295-7077 fax +81-58-295-7078
■ ホーチミン事務所 ベトナム成和ビジネスマネジメント *No. 27, Thu Khoa Huan, F. 8, Q. Tan Binh, Ho Chi Minh City, Vietnam* Tel:+84-8-864-0244
© 2015 SSBC. All rights reserved.